



政推第 205 号

平成 29 年 10 月 5 日

岩手県政策評価委員会

委員長 西出 順郎 様

岩手県知事 達 増 拓 也



大規模事業評価について（諮問）

政策等の評価に関する条例（平成 15 年岩手県条例第 60 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、別紙の大規模施設整備事業に係る事前評価及び大規模公共事業に係る再評価について意見を聴きたいので、評価調書を付して諮問します。

(別紙)

大規模事業評価対象事業一覧表

1 大規模施設整備事業 事前評価

番号	担当部名 担当課名	事業名	市町村名	事業計画			事前評価 の要件
				着手 年度	完了 予定 年度	総事業費 (百万円)	
1	環境生活部 廃棄物特別対策室	公共関与型産業廃棄物最終処分場 整備事業	八幡平市	H31	H34	27,072	基本設計後
2	保健福祉部 障がい保健福祉課	みたけ学園・みたけの園整備事業	盛岡市・ 滝沢市	H30	H34	3,160	基本設計後
3	教育委員会事務局 教育企画室	岩手県立福岡工業高等学校改築等事業 費	二戸市	H30	H32	2,659	基本設計後

2 大規模公共事業 再評価

番号	担当部名 担当課名	事業名	市町村名	事業計画			再評価 の要件
				着手 年度	完了 予定 年度	総事業費 (百万円)	
4	県土整備部 河川課	岩崎川広域河川改修事業	紫波町・ 矢巾町	H4	H38	20,414	⑥

※再評価の要件：

- ① 事業に着手した年度から起算して5年度内に未着工の事業
- ② 事業に着手した年度から起算して10年度内に完了が見込まれない事業
- ③ 再評価を行った年度の翌年度から起算して5年度又は10年度内に完了する見込みがない事業（再々評価、再々々評価）
- ④ 事業の準備又は実施計画に係る調査に要する費用が予算に計上された年度から起算して5年度内に事業に着手する見込みがない事業（地域高規格道路及びダム事業に限る）
- ⑤ 社会経済情勢の急激な変化、事業計画の重要な変更等により、再評価を実施する必要があると判断した事業（随時再評価）
- ⑥ 国の補助に係る事業の評価に関して国から別に指針等が示された場合で、当該指針等に従って評価を実施する必要があると判断した事業